

「太陽光発電施設の設置等に関する条例」 に基づく手続きについて

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

目次

- 1 条例の構成, 目的
- 2 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する施設について必要となる事項
- 3 施行日(令和4年10月1日)より前に着工した施設(既存施設)について必要となる事項
- 4 着工時期にかかわらずすべての発電事業者に関する事項



条例の構成

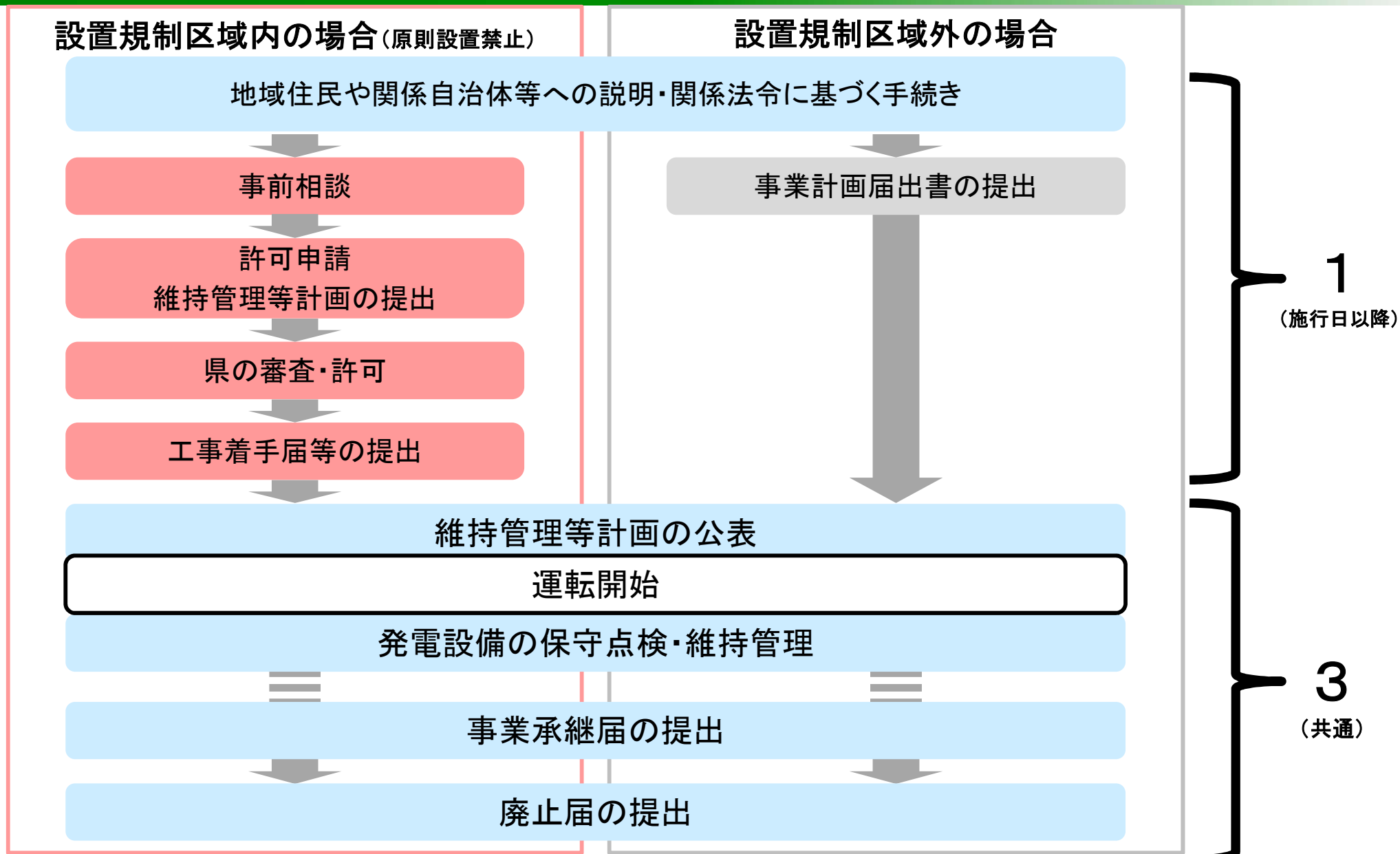
- | | | | |
|------|---------------|------|-------------|
| 第1条 | 目的 | 第13条 | 地位の承継 |
| 第2条 | 定義 | 第14条 | 廃止の届出 |
| 第3条 | 事業者の責務 | 第15条 | 指導及び助言 |
| 第4条 | 地域住民等への説明 | 第16条 | 報告の徴収及び立入検査 |
| 第5条 | 設置規制区域 | 第17条 | 勧告 |
| 第6条 | 設置許可の申請等 | 第18条 | 措置命令 |
| 第7条 | 変更許可 | 第19条 | 公表 |
| 第8条 | 設置許可に係る着工等の届出 | 第20条 | 市町村の条例との関係 |
| 第9条 | 設置許可の取消 | 第21条 | 委任 |
| 第10条 | 事業計画の届出 | 第22条 | 罰則 |
| 第11条 | 届出内容の変更 | | 附則 |
| 第12条 | 維持管理等 | | |

条例の目的(第1条)

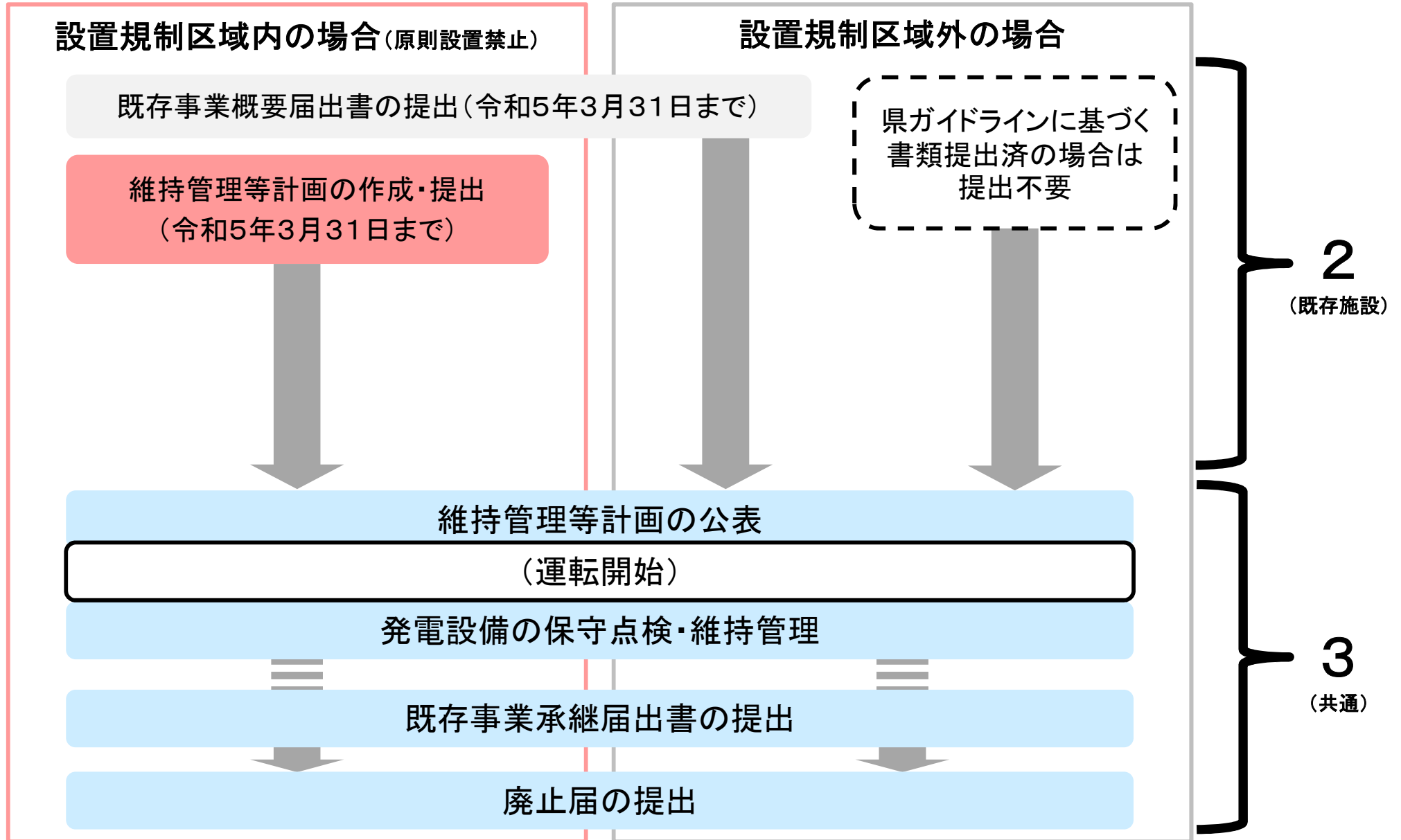
第一条 この条例は、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、**地域と共生する太陽光発電**の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

- 国が掲げる2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。
- 太陽光発電がその役割を十分に果たすためには、住民との合意形成を図った上で事業が計画され、稼働後から終了まで一貫して、適正かつ適切に事業が実施される必要があります。

施行日以降に着工する事業の手続きフロー



既存施設の手続きフロー



1 施行日(令和4年10月1日)以降に 着工する施設について必要となる事項

(1) 住民等への説明

(2) 設置規制区域内への設置に係る手続き

(3) 設置規制区域以外への設置に係る手続き

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

地域住民や関係自治体等への説明・関係法令に基づく手続き

(1) 住民等への説明

(地域住民等への説明等)

第4条 第5条ただし書の許可を申請しようとする者又は第10条の規定による届出をしようとする者(以下「設置許可申請者等」という。)は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他規則で定める者(以下「地域住民等」という。)に対し、太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

地域住民や関係自治体等への説明・関係法令に基づく手続き

(1) 住民等への説明

① 説明の対象となる地域住民等

- 地縁団体、その他地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域の住民
(事業区域の市町村、隣接の市町村、周辺地域の行政区長等に相談するなどして決定してください。)

※事業の規模や立地の状況等により、必要に応じて隣接する自治会の住民も対象に含めるなど、事業毎に検討すること。

② 説明の時期

- 必要に応じて計画の見直しができるように、事業計画作成の初期段階から、住民説明を実施してください。

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

③ 説明方法の例

【説明会】

開催場所: 公民館等、住民が参加しやすい会場

日時: 夜間や休日等、住民が参加しやすい日時

事前周知: 町内会の回覧やポスティング等を活用し、住民にもれなく周知を行うこと

【個別説明】

戸別訪問により直接説明を行うもの。住民が不在の場合は、日時を変えて複数回訪問するなど、説明機会の確保に努めること。

④ 説明の記録

- 説明内容、質疑応答の内容等を記録し、設置許可申請または事業計画届出の際に、地域住民等説明実施記録(別紙2)により県に報告してください。

⑤ その他事項

- 説明の際は、フォトモンタージュや図面を活用し、分かりやすく丁寧な説明を心がけ、住民の理解を得るよう努めてください。
- 住民からの意見を踏まえて、防災、環境、景観への配慮など、必要な措置を講じるよう努めてください。

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

(2) 設置規制区域内への設置に係る手続き

(設置規制区域内への設置)

第5条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可(以下「設置許可」という。)を受けた場合は、この限りでない。

- 急傾斜地崩壊危険区域 …… (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- 地すべり防止区域 …… (地すべり等防止法)
- 土砂災害特別警戒区域 …… (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- 砂防指定地 …… (砂防指定地等管理条例)

- 設置規制区域のおおよその位置は、ウェブマップ「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」で確認できます。
- **必ず告示図書等で区域をご確認ください。**

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)の利用について



<https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

(注) 土砂災害警戒区域等の詳細については、必ず告示図書等でご確認ください。

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

The screenshot displays the MIDSKI website interface. On the left, a blue sidebar contains the title '宮城県砂防総合情報システム MIDSKI' and a notice dated April 11, 2017, regarding the implementation of a landslide warning map system. Below the notice are links to the prefecture's homepage, the disaster information system, and the landslide prevention department. The main content area is titled '現在の状況を確認する' (Check current status) and features several service tiles: '土砂災害警戒情報' (Landslide disaster warning information) with a map icon and a description of real-time status checks; '土砂災害警戒区域等確認マップ' (Landslide disaster warning area confirmation map) with a map icon and a description of identifying high-risk areas; '土砂災害警戒メール配信' (Landslide disaster warning email distribution) with an envelope icon and a description of receiving alerts; and '蔵王山ライブカメラ' (Zangou Mountain live camera) with a camera icon and a description of viewing the current live feed. A mobile phone icon indicates that the site is also accessible via smartphone.

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

表示切替

- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地
- 土石流
- 地すべり
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害危険箇所
- 砂防等各種指定地
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域

土砂災害警戒判定メッシュ情報

- 表示なし
- 大雨警報(土砂災害)の危険度分布
- 現況
- 1時間後
- 2時間後
- 3時間後
- 5kmメッシュライン
- 1kmメッシュライン

透過度

注意事項

- 当システムは、概ねの位置情報を提供しています。
- 当システムのデータ表示は、最新でない場合があります。
- (土砂災害警戒区域等：令和3年7月27日告示まで反映済、砂防等各種指定地：平成29年5月22日告示まで反映済)。
- ※土砂災害警戒区域等の詳細については、必ず告示図書でご確認ください。
- (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html>)

地図の著作権

測量法に基づき国土地理院長承認(複製)R 3JHf 134

本製品を複製する場合には、国土地理院の具の承認を得なければならない。

凡例

指定緊急避難場所	
指定避難所兼指定緊急避難場所	

凡例(土石流)

著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	
危害のおそれのある土地の区域	

Copyright(C) 2017.Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

砂防総合情報システムトップページ | はじめて利用する方へ

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

区域外

(2) 設置規制区域内への設置に係る手続き

各区域を指定する法令の担当窓口

設置規制区域	法令等の名称	担当窓口	
		制度全般	手続き先
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	宮城県土木部 防災砂防課 砂防・傾斜地保全班 022-211-3232	管轄の各土木事務所 (行政班)
地すべり防止区域	地すべり等防止法		
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
砂防指定地	砂防指定地等管理条例		

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業

区域内

事前相談

② 県への事前相談

- **設置規制区域への設置は原則禁止**です。やむを得ず設置を計画する場合は、必ず設置許可申請の前に県にご相談ください。

許可申請 維持管理等計画の提出

③ 設置許可申請

- 下表の書類の提出に加え、申請の内容が規則で示した基準(設置許可基準)を満たすことを明確に説明する必要があります。

提出書類		
設置許可申請書(様式第1号)	木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図	現況写真
位置図	施設の構造図	保守点検及び維持管理の計画がわかる書類
区域図	擁壁の構造図	その他知事が必要と認める書類
配置図	排水計画に係る平面図	

県の審査・許可

④ 設置許可

- 県は、申請の内容が許可基準に適合すると認める場合に限り、設置許可を行います。

工事着手届／工事完了届等の提出

⑤ 工事着手等の届出

- 事業者は設置許可を受けた後、以下の行為を行う場合は、遅滞なく届出をしなければなりません。
 - 工事着手時……工事着手届出書(様式第4号)
 - 工事完了時……工事完了届出書(様式第5号)

 - 工事中止時……工事中止届出書(様式第6号)
 - 工事再開時……工事再開届出書(様式第7号)
- ※工事中止届出後、事業を廃止する場合…廃止届出書(様式第11号)

(3) 設置規制区域外への設置に係る手続き

➤ 工事に着手する前に、以下の書類により事業計画の届出をしなければなりません。

提出書類	
事業計画届出書(様式第8号)	配置図
位置図	現況写真
区域図	その他知事が必要と認める書類

1 施行日(令和4年10月1日)以降に着工する事業(補足)

A 既に事業計画届出を御提出いただいた発電施設であって、工事に着手した後に設置規制区域に新たに指定された場合



- 工事着手後、事業区域の一部又は全部が、新たに設置規制区域に指定された場合は、設置許可申請は不要。
- その後発電施設を増設するなどの場合には要相談

B 設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域から除外された場合



- 手続きは不要
- 設置許可の効力は失われ、事業計画届出があったものとみなす。
- その後発電施設を増設するなどの場合には変更届を提出する必要があります。

2 施行日(令和4年10月1日)より前に着工した 施設(既存施設)について必要となる事項

2 施行日(令和4年10月1日)より前に着工した事業

		設置規制区域内の場合	設置規制区域外の場合
提出する書類の様式		既存事業概要届出書(様式第14号)	既存事業概要届出書(様式第14号) 県ガイドラインの事業計画書を提出済みの方は、事業概要届出書の提出をしたものとみなします。
添付書類 必要:○ 不要:×	関係法令手続状況	○	○
	維持管理等計画書	○	×
	位置図、区域図、配置図	○	○
	現況写真	○	○
	その他知事が必要と認める書類	○	○

↓

提出期限 令和5年3月31日

3 着工時期にかかわらず すべての発電事業者に関する事項

- (1) 事業計画を変更する場合の手続きについて
- (2) 維持管理・保守点検等
- (3) 事業の承継・廃止に関する手続きについて
- (4) 事故発生時の対応

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(1) 事業計画を変更する場合の手続きについて

① 地域住民への説明

新しく発電施設を設置する計画を立てるときと同様に、事業計画を変更する場合は、あらかじめ地域住民等への説明を行う必要があります。
説明する際の工夫方法などについては1(1)を参照してください。

② 県に提出する書類について

設置規制区域	変更事項	手続き
内	(イ) 法人の代表者氏名、維持管理等計画の公表方法など	軽微変更届出
	(ロ) 発電事業者自体が変わる場合	事業承継届 (既存施設事業承継届)
	(ハ) (イ)・(ロ)以外の場合	変更許可申請
外	(ニ) 発電事業者自体が変わる場合	承継届 (既存施設事業承継届)
	(ホ) (ニ)以外の場合	変更届

(1) 事業計画を変更する場合の手続きについて

② 県に提出する書類について【設置規制区域内の場合】

- 設置許可を受けた事項を変更しようとする場合は、事前に変更許可を得る等の手続きが必要です。
- 変更許可申請を行う場合は、設置許可申請と同様に**必ず事前に県に相談してください。**

変更する事項と必要な手続きについて

(イ) 法人の代表者氏名や工事着手及び完了予定年月日などを変更する場合
(本資料25ページ表参照)



軽微変更届出

(ロ) 譲渡や売買等により発電事業者自体が変更される場合



事業承継届
(既存施設事業承継届)

(ハ) モジュールの増設や出力の変更、事業区域の拡大を行う変更の場合
※(イ)・(ロ)以外の変更事項の場合



変更許可申請

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

軽微変更届出書の提出が必要となる事項	
施行日以降に着工する施設	既存施設
申請者の住所及び氏名(法人の事務所所在地、名称及び代表者氏名) (注)譲渡や売買により、発電事業者自体が変更となる場合は、承継の手続きとなります	
設置規制区域内で事業を行う理由	
工事着手及び完了予定年月日	—
運転開始及び事業終了予定年月日	—
維持管理等計画の公表方法	
関係法令及び条例の手続き状況	—
その他知事が変更許可が不要と認めるもの	

上表**以外**の事項に関する変更を行う場合
⇒**変更許可申請**を行う必要あり

変更許可申請を行う場合の必要書類等

- 変更許可申請書(様式第2号)及び変更しようとする部分を明確にした書類を提出し、設置許可の基準を満たすことを説明してください。

提出書類		
変更許可申請書(様式第2号)	木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図	現況写真
位置図	施設の構造図	保守点検及び維持管理の計画がわかる書類
区域図	擁壁の構造図	その他知事が必要と認める書類
配置図	排水計画に係る平面図	

- 県は、設置許可同様、申請の内容が許可基準に適合すると認める場合に限り、変更許可を行います。

(1) 事業計画を変更する場合の手続きについて

② 県に提出する書類について【設置規制区域外の場合】

- 事業計画届出(既存事業概要届出)後に、その届出の内容を変更する場合は、事前に、事業計画変更届出書(様式第9号)を提出してください。

変更届出が必要な事項の例	
事業者の住所・氏名 (注)事業者自体が変更になる場合は承継	工事期間及び運転期間
発電所の名称	維持管理等計画の公表方法
事業(予定)場所、事業(予定)場所の面積 及び登記地目	維持管理等計画
発電出力、パネルの合計出力	その他

- 譲渡や売買等により発電事業者自体が変更される場合は、事業承継届(既存施設事業承継届)の提出が必要です。

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(2) 維持管理・保守点検等

① 維持管理等計画の作成

➤ 規則の基準に従い、維持管理計画を作成してください。

計画に記載する事項	
平常時の維持管理計画	<ul style="list-style-type: none">・維持管理等の基本事項(維持管理等責任者の情報等)・維持管理等の実施体制(維持管理等業務の役割分担等)・維持管理等の内容(月次・年次点検の内容等)
災害発生(想定)時	<ul style="list-style-type: none">・災害等による施設損壊等を防止するための措置等・実施体制・連絡すべき地域住民等・自治体
施設損壊等発生時	<ul style="list-style-type: none">・復旧に必要な内容、実施体制・連絡すべき地域住民等・自治体・県への報告方法

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(2) 維持管理・保守点検等

② 維持管理等の実施及び記録

- 事業者は、規則第13条で定める基準に従い、また、①の計画に基づき、適切な維持管理等をしなければなりません。
- 維持管理等を行った結果については、その内容を記録し、保管してください。
(注) 必要に応じ立入検査を行う場合には、帳簿書類の確認を行います。

規則	主な基準
規則第13条第1項第1号	・土砂災害等の災害発生防止や、常時安全かつ良好な状態の維持
規則第13条第1項第2号	・土砂災害等の災害が発生した(することが想定される)場合の迅速な対応 ・住民や自治体への情報提供体制整備
規則第13条第1項第3号	・施設の損壊等が生じた場合の措置内容及びその実施体制の整備 ・住民や自治体への情報提供体制整備

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(2) 維持管理・保守点検等

③ 維持管理等計画の公表

- 作成した維持管理等計画は、運転開始日までに**公表**してください。
※既存施設の場合も、同様に公表する必要があります。
- 公表方法は、**地域住民等が情報を得やすい方法**であることとします。
【公表方法の例】
 - ・ 事業者ホームページ等に掲載する
 - ・ 施設設置場所へ掲示する
- 公表内容には、発電事業を特定できるようにしたうえで、少なくとも以下の内容を含めてください。
 - 維持管理等責任者の氏名及び住所(主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名)、連絡先
 - 維持管理に関する委託先の氏名及び住所(主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名)、連絡先
 - 月次点検及び年次点検の時期、内容及び方法
- 維持管理等計画を変更した場合は、遅滞なく、変更年月日及び変更箇所を明示したうえで、変更後の計画を公表してください。

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(3) 事業の承継・廃止に関する手続きについて

- 事業計画届出を行った事業（設置規制区域外）、または設置許可を受けた事業（設置規制区域内）について、譲渡、相続、合併、分割により、別の者が当該事業を承継することとなった場合

- ✓ 承継した事業者は、承継の日から30日以内に、**事業承継届出書（様式第11号）**を提出してください。
- ✓ その後、承継した事業者は維持管理等計画（前述）を作成・公表し、適切に維持管理しなければなりません。

- 既存事業概要届出書の提出を行った既存施設（設置規制区域内・外）について、譲渡、相続、合併、分割により、別の者が当該事業を承継することとなった場合

- ✓ 承継した事業者は、承継の日から30日以内に、**既存事業承継届出書（様式第15号）**を提出してください。
- ✓ その後、承継した事業者は維持管理等計画（前述）を作成・公表し、適切に維持管理しなければなりません。

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(3) 事業の承継・廃止に関する手続きについて

➤ 発電事業(電気を得る事業)を廃止する場合

廃止前に、廃止届出書(様式第12号)及び以下の添付書類を提出してください。

【添付書類】

- ・現況写真
- ・廃止後において行う措置を示した平面図
- ・その他知事が必要と認める書類

※事業廃止後は、以下の事項に努めてください。

- ・第三者がみだりに発電施設に近づけないよう、適切な措置を講じること
- ・発電施設の撤去及び処分は、可能な限り速やかに行うこと
- ・撤去後の土地は、土砂流出がないよう安全対策を行い、現状回復や植林等の措置を行うこと
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守するほか、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」により適切に対応すること
- ・廃止後の措置について住民や自治体等との合意がある場合は、それに従うこと。

3 着工時期に関わらず全ての発電事業者に関する事項

区域内

区域外

(4) 事故発生時の対応

- 土砂災害等の災害や、事故により、発電施設が損壊したり、事業区域や周辺地域に保全上の支障が生じた場合は、復旧・支障の除去のために必要な措置を講じ、**速やかに**県に事故の概要を報告してください。(任意様式)
- **事故発生から30日以内に**、事故報告書(様式第10号)及び以下の添付書類を提出してください。
 - 【添付書類】
 - ・ 位置図
 - ・ 配置図
 - ・ 事故状況等の写真
 - ・ その他知事が必要と認める書類